

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会（以下「特攻顕彰会」という。）定款（以下「定款」という。）第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、特攻顕彰会事務局を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の対価として受ける財産上の利益及び退職金等であって、その名称のいかんを問わない。次項の費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 特攻顕彰会は、常勤役員及び非常勤役員の業務執行理事並びに監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び非常勤の業務執行理事並びに監事には、（別表1）常勤役員俸給表及び非常勤報酬年額表に基づき支給するものとする。
- 3 常勤役員の退職又は死亡に当たっては、当該役員の退職又は死亡までの在職年数に応じた（別表2）退職金支給乗率表に、報酬月額及び在職年数を乗じた金額を上限として、退職手当を支給することができる。

### (報酬月額の決定)

第4条 特攻顕彰会の常勤役員の報酬月額は、（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て常勤役員の号俸・報酬月額を決定するものとする。

### (報酬の支給方法等)

第5条 常勤役員への報酬支給日は、使用人に対する毎月の給与支給日を基準として、法令で定める金額を控除し、現金で支給するものとする。

- 2 非常勤役員及び監事に対する報酬年額は、事業年度開始後、最初に開催される理事会開催時に支払う事を基準とする。

### (費 用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たり要する費用、または負担した費用につい

ては、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、高額となる場合には、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その内容は給与規定に準ずる。

(公 表)

第7条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

一 この規定は、公益財団法人特攻隊戦没者慰霊顕彰会の設立の登記の日から施行する。(平成22年9月29日理事会議決)

二 この規程は令和5年12月13日より改正する。(評議員会議決)

(別表1)

常勤役員俸給表

| 号俸 | 月 額     | 号俸 | 月 額     |
|----|---------|----|---------|
| 1  | 160,000 | 8  | 300,000 |
| 2  | 180,000 | 9  | 320,000 |
| 3  | 200,000 | 10 | 340,000 |
| 4  | 220,000 | 11 | 360,000 |
| 5  | 240,000 | 12 | 380,000 |
| 6  | 260,000 | 13 | 400,000 |
| 7  | 280,000 | 14 | 420,000 |

非常勤報酬年額表

| 号 俸                | 年 額     |
|--------------------|---------|
| 専務理事               | 100,000 |
| 業務執行理事<br>(専務理事以外) | 60,000  |
| 監 事                | 60,000  |

(別表2) 退職金支給乗率表

| 在職年数 | 1年以上 | 2年以上 | 4年以上 | 6年以上 | 8年以上 | 9年以上 | 10年以上 |
|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 乗率   | 0.4  | 0.5  | 0.6  | 0.7  | 0.8  | 0.9  | 1.0   |